

変更契約の締結及び専決処分の予定について(青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事)

【資料4】
令和 8 年 1 月 2 1 日
総務企画常任委員協議会
総 務 部 契 約 課

1 工 事 名 青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事(令和6年第2回定例会議決)

〈工 期〉 令和6年6月28日から令和8年11月30日まで

〈相手方〉 青森設備工業株式会社 代表取締役 小林 俊一
(青森市篠田三丁目10番2号)

2 変 更 内 容

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が、従前の労務単価に比べ上昇したことを受け、国においては、令和7年2月28日以前に契約を締結し、残工期が2か月以上ある工事請負契約について、インフレスライド条項を適用し、新労務単価に基づく請負代金額に変更する対応を行うこととした。
本市においても、国と同様に対応することとしたところ、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行うものである。

3 変 更 予 定 額

	区分	金額	変更理由	処理
①	当初契約	201,300,000 円		R6.5.7 仮契約 R6.6.26 議決 R6.6.27 本契約
②	変更契約	203,808,000 円 [内訳] 増 2,508,000 円 (1.25%)	特例措置の適用による労務単価の変更	R7.1.31 専決処分 R7 第1回定例会報告
③	変更契約(予定)	215,039,000 円 [内訳] 増 11,231,000 円 (5.51%) 【当初比】 増 13,739,000 円 (6.83%)	インフレスライド条項の適用	R8 1月専決処分 R8 第1回定例会報告予定

4 変更契約予定 令和8年1月中を予定

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分手項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。

●公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施について(令和7年4月7日付 青森市通知文書抜粋)

特例措置について

1 措置の内容

令和7年3月1日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条(令和7年4月1日以降に公告又は指名競争入札を行う工事については第52条)の定めに基づき、令和6年度の労務単価(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

令和7年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

インフレスライド条項の適用について

1 適用対象工事

令和7年2月28日以前に既に契約を締結している工事のうち、運用基準に定める残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事

2 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(スライド額)の考え方

スライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額

●青森市工事請負契約標準約款第25条第6項(インフレスライド条項)抜粋

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

